

別表第3（第7条関係）

行為の種類	規模に関する要件	
1 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては増築後の高さを、改築にあつては改築後の高さをいう。3の項において同じ。）が10メートル以下、又は延べ面積（増築にあつては増築後の延べ面積を、改築にあつては改築後の延べ面積をいう。）が300平方メートル以下のもの	
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれかに該当するもの （1）1の項の規模に関する要件に該当する建築物に係るもの （2）1の項の規模に関する要件に該当しない建築物に係るもので、外観の変更の範囲が10平方メートル以下のもの	
3 工作物の新設、増築、改築又は移転	（1）擁壁、垣（生垣を除く。）、柵、塀その他これらに類するもの	高さが3メートル以下のもの
	（2）太陽光パネル	パネルの表面積合計が300平方メートル以下のもの
	（3）電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	高さが20メートル以下のもの
	（4）その他	高さが10メートル以下、又は築造面積が500平方メートル以下のもの
4 工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	外観の変更の範囲が10平方メートル以下のもの	
5 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（法第16条第1項第3号関係）	当該行為に係る土地の面積が500平方メートル以下、又は法面若しくは擁壁の高さが3メートル以下のもの	
6 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が500平方メートル以下、又は法面若しくは擁壁の高さが3メートル以下のもの	
7 木竹の伐採	当該行為に係る土地の面積が500平方メートル以下のもの	
8 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	当該行為に係る継続期間が90日未満、かつその用途に供する土地の面積が500平方メートル以下のもの、又は堆積の高さが3メートル以下のもの	
9 水面の埋立て又は干拓	当該行為に係る土地の面積が500平方メートル以下のもの	